

公益社団法人福岡県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価機関 評価決定委員会の設置に関する規程

規程第38号
2008年3月6日制定

(目的)

第1条 公益社団法人福岡県社会福祉士会(以下「本会」という。)は、福祉サービス第三者評価機関として、評価結果の公正・中立性を確保するため、第三者からなる評価決定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、決定及び助言を行う。

- (1) 評価機関としての評価の最終決定に関すること。
- (2) 評価結果に対する異議や苦情への対応に関すること。

(構成)

第3条 本会は、次に掲げる者であって、それぞれ2名以上、計6名以上の委員を委嘱し、委員会を構成する。

- (1) 福祉、医療、法律、経営及び評価等学識経験者
- (2) 社会福祉事業の経営者又は従事者
- (3) 福祉サービス利用者又は市民

2 ただし、前項の委員は、本会の代表者、役員、評価調査者でない者であって、かつ本会と雇用関係にある者は含まれないものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げないものとする。なお、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 削除

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて第三者評価運営委員会委員長が招集する。また、第三者評価運営委員会から1名が会議の司会進行役として出席し議事を進行する。

2 委員会の開催は、第3条第1項各号の各1名以上の委員の出席をもって成立する。

3 評価の決定は、評価調査者が作成した評価結果及び調査報告等をもとに、出席委員の合議により最終決定する。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2008年3月6日から施行する。
2. この規程は、2010年7月25日から施行する。
3. この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。
4. この規程は、2013年6月30日から施行する。
5. この規程は、2022年9月11日から施行する。